

住宅リフォーム助成事業

のお知らせ



宇土市では、市内事業者の経済対策として、昨年に引き続き、平成25年度も住宅リフォーム助成事業を実施します。この事業で住宅リフォームを実施した世帯に、市内の登録店舗（募集は別途行います）で使える商品券を交付します。

Q1.どんな人（建物）が対象となるの？

A1.本人及び世帯全員に市税などの滞納がなく、市内に現在居住している住宅やマンションをお持ちの方で、着工前に事業申請をして認定された住宅が対象となります。

- 対象外**
- ①同じ箇所の工事で他の国県市の補助金等を受けている方
 - ②昨年度（24年度）にこの助成事業を利用して実施された住宅

Q2.商品券はいくらもらえるの？

A2.対象となるリフォーム工事に係る費用（税抜）の20%で、上限が20万円です。
(1,000円未満切捨て)

Q3.どんな工事が対象となるの？

A3.裏面に掲げる「対象となる工事」（※必須工事を含む）が30万円以上（消費税別）であれば対象となります。ただし、本市に本社、本店又は支店を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者と契約を締結し、平成25年12月27日（金）までに確実に工事が完了する工事（実績報告書及び関係書類の提出も含む）が対象となります。

Q4.申請受付はいつから？いつから商品券が使えるの？

A4.申請受付は、平成25年5月15日（水）からとなります。受付は随時行っていますが、先着順となりますので、申請件数が多い場合は、受付できない場合があります。商品券は、平成25年7月以降に発行し、平成26年2月28日（金）まで使用できます。

Q5.商品券はどのように使えるの？

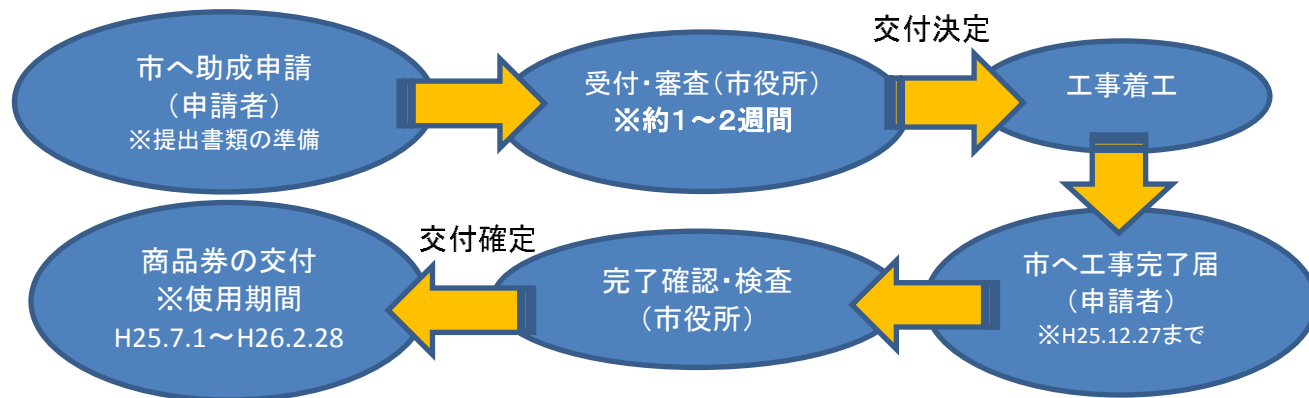
A5.まず、商品券は、額面1,000円の単券形式です。（※使用の際、1,000円未満の端数に対し、お釣りはありませんのでご了承ください。）商品券を利用できる店舗は、宇土市内の小売業・飲食業・美容業など、市内の登録店舗のみ使用が可能です。



裏面もあります

Q6.住宅リフォーム助成制度の流れは？

A6.事業の流れは次の図のようなイメージになります。



Q7.助成の対象とならない工事もあるの？

A7.「助成の対象となる工事」及び「対象とならない工事」には次のようなものがあります。

1. 必須工事：工事の中に必ず一つは取り入れていただきます。

◆必須工事 ①～④の 中から1つ以上	①木材利用促進（県産材を床，壁，天井等に使用する） ②UD化（段差解消，手摺設置，扉の取手をレバーハンドルに交換等） ③省エネルギー推進（断熱性向上のための窓改修，断熱材の設置等） ④子育て支援等（子ども部屋改修等）
--------------------------	---

2. 対象となる工事 ※対象工事と必須工事の合計が30万円以上のもの（消費税別）

区分	内容
外部工事	屋根の葺替，防水，塗装，その他の屋根工事
	外壁の張替，塗装，その他の外装工事
	雨樋の取替，改修，その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取付，取替，その他の建具工事
内部工事	床材，壁材及び天井材の張替，その他の内装工事又はタイル工事
	床材，壁材及び天井材の塗装，その他の塗装工事又は左官工事
	ドアの取替，襖の張替，その他の建具工事
	畳の入替，表替，その他の畳工事
建設設備工事	ユニットバス化，浴槽の取替，その他の浴室工事
	システムキッチンの取替，その他の厨房工事
	洗面台，便器の取替，その他の衛生設備工事
	給水管，排水管及びガス管の取替，その他の配管工事
	配線，コンセント設置，その他の電気設備工事
	住宅用火災警報器の設置工事
その他の工事	構造工事，外部工事，内部工事，建設設備工事に関連して行う解体工事
	基礎，土台，柱，壁，その他構造部分の耐震補強工事

3. 対象とならない工事

区分	内容
建築工事	外構工事
	別棟の物置や車庫に関する工事
	広告塔や広告看板等に関する工事
	店舗との併用住宅の場合の店舗部分に関する工事
機器等の更新のみ	エアコン，ガスコンロ，給湯器（ボイラー等），温水洗浄便座等の機器本体の購入費用や単純な電気製品等の更新
	冷暖房機器の機器本体の購入費用

【問い合わせ先】

宇土市役所商工観光課商工観光係 ☎22-1111（内線2209）